

平成22年4月28日(水)

於：農林水産省第一特別会議室

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第11回 牛豚等疾病小委員会 議事録

農林水産省

目 次

1. 開会	
1	
1. あいさつ	
1	
1. 議題	
(1) 宮崎県における口蹄疫の発生について	2
(2) 今後の対応について	24
(3) その他	27
1. 閉会	
30	

開 会

○伏見国内防疫調整官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第11回の牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

あいさつ

○伏見国内防疫調整官 それでは、開会にあたりまして、平尾消費・安全局長よりあいさついたします。

○平尾消費・安全局長 先週に引き続きまして、また、今日も急遽お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

前回、1回目の発生を受けてお集まりいただき、防疫措置とか、あるいは感染究明チームの設置について御議論を賜ったわけでございます。その後、私どもは宮崎県と一丸となって防疫措置に取り組んでおるわけでございますけれども、それから、今日に至るまで10例が確認されております。

7例目までは私どもあの地域で確認しておったわけでございますけれども、今日の事例に至っては、若干移動制限区域の外に出るという事例が1つ出たというふうなことであります。

それから、もう1つ、これは移動制限区域内でございますけれども、牛以外の豚で新たに確認されたというふうなことで、そういう観点から、今日は急遽でございますけれども、先生方にお集まりいただいて、これまでの発生状況と防疫措置の状況について御確認いただいて、また、新たな御助言をちょうだいできればと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

○伏見国内防疫調整官 それでは、議事に入りたいと思います。

その前に、本日の会議は非公開となっておりますので、報道関係者の方は御退席願います。

それでは、議題に入りたいと思います。

進行を田原委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 題

(1) 宮崎県における口蹄疫の発生について

○田原委員長 おはようございます。

それでは、前回に引き続きまして私の方で議事を進行させていただきます。

時間が限られておりますので、前回と同様、円滑な議事の運営に御協力ください。

はじめに、事務局の方から議事次第の説明、委員の出欠状況の報告、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

○伏見国内防疫調整官 本日の議事につきましては、1つ目として宮崎県における口蹄疫の発生について、2番目として今後の対応について、3つ目としてその他となっております。

本日の会議は非公開とし、本日の会議終了後、議事概要を配布しますので、御確認をお願いいたします。また、この議事概要は、追ってホームページへ掲載いたします。

次に、本日は■■■■委員が欠席でございます。7名の委員の方に御出席いただいております。ありがとうございます。

また、本日は、オブザーバーとして動物衛生研究所の■■■■疫学研究チーム長、御出席の予定でございますが、少しおくられているようでございます。

事務局としては、先ほどごあいさついたしました■■■■局長、■■■■動物衛生課長ほか出席しております。

続きまして配布資料につきましては、お手元に資料番号が1から3まで、途中、1の資料は枝番がついて5までございますけれども、資料については委員限りとしております。取扱いについては御注意願います。落丁等ございましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

事務局からは以上でございます。

○田原委員長 資料の確認はしていただいたということで、それでは、早速議事に入ります。

今回は議題の(1) 宮崎県における口蹄疫の発生について、まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

○山本補佐 防疫業務班補佐をやっております■■■■でございます。まず資料1-1で、

今回のこれまでに確認されております発生例について順次御説明を差し上げてまいります。

前回の小委員会においては、1例目の発生を踏まえて開催されておりましたので、1例目まで御説明を差し上げたところでございます。

1例目については、4月19日の午前中に動物衛生課の方に連絡がありまして、19日の午後に立入検査、20日早朝にはPCRで口蹄疫の遺伝子が確認されたということから、当該事例を疑似患畜ですけれども、発生ということで、殺処分等の家畜伝染病予防法に基づく防疫措置を開始してまいったところであります。

続きまして4ページになりますけれども、こちらは1例目の通報に先立つ4月16日に乳用、肉用混合経営という農場で、飼養牛1頭で舌のびらん、乳頭潰瘍を確認しましたけれども、同居牛に異常がないことから、経過を観察しておったものでございます。

19日、20日に1例目の確定ということになるのですけれども、20日の朝に家畜保健衛生所の方に通報がありまして、採材検査を実施し、21日早朝にPCRで6検体取りましたもののうちすべて6検体で陽性となったものでございます。

こちらは1例目とは若干離れていたのですけれども、児湯郡川南町ということで、次のページに写真を載せておりますけれども、舌の表面に水泡の形成が認められる。これはホルスタインの事例での写真でございます。

ページをめくっていただくと何例か写真を掲載しておりますけれども、7ページのところには乳頭の写真がございまして、見にくいのですけれども、上皮、表皮が脱落をしているというかなり顕著な病変が認められているところです。

8ページ、9ページには当該農場の見取り図、あと牛舎内の飼養状況ですけれども、9ページには個体ごとの餌の食べる順番とか、飼養の場所とかということで、どうも感染の順番が説明できるのかなというようなことも書いてございます。

続きまして3例目です。

こちらは和牛の肥育経営で、83頭という農場でございます。

20日に飼養牛で流涎、潰瘍等が認められたということで家保に通報がありまして、病性鑑定のための検体を採取。

発生農場、同じ川南町ということで、2例目と割と近傍の位置にある農場でございます。

こちらについても21日にはPCRの結果が得られまして、3頭のすべてで陽性が確認

されたということで発生が確認されております。

11 ページには当該事例の写真を載せておりますけれども、鼻鏡面の潰瘍、びらん、あるいは流涎の状況、そういったものが写っております。

12 ページにまいりますと、当該農場の見取り図ですけれども、右上の方に発症牛と書いてある部分がありますけれども、この部分で症状を発症した牛が固まって認められたということで、まさに伝染病の徴候を示しているということがいえると思われれます。

また、13 ページには、続いて確認されました4例目で、これも2例目、3例目と非常に近い位置にある同じ川南町内でございます。

こちら和牛繁殖農場、35頭ということで、19日に1頭で鼻の部分、口腔部分を中心にびらんと発熱が認められたということで、21日に家畜保健衛生所が立入検査をして検体を採取ということで、翌22日にはPCRで3検体中2頭陽性ということで感染が確認されております。

当該事例の写真を14ページに掲載しておりますが、鼻鏡面、舌表面等で表皮の剥離、びらん、あるいは流涎ということで特徴的な症状が確認されているところであります。

15 ページには当該農場の見取り図を載せております。発生牛舎は、ここの左下部分の成牛8頭（発生牛舎）というところで発症牛が認められたわけですけれども、ほかの牛舎で異常が認められないということで、ここでも発症牛は1カ所に固まって認められる、伝染病の徴候が認められております。

1枚めくっていただきますと16ページにその牛房内の図を示しておりますけれども、比較的発症牛が固まっているという状況であります。

17 ページにいきますと引き続いて5例目になりますが、これも同じ川南町でございます。

4例目と非常に近い位置関係にある農場で発生が確認されました。こちらも肉用繁殖・肥育、いわゆる一貫経営ということになっております。

4月22日に繁殖牛1頭が発熱ということで家保に通報がございました。立入検査をしたところ、合計3頭の繁殖牛に流涎、発赤、あるいは鼻腔内結節等が認められたということで採材をいたしまして、動物衛生研究所で病性鑑定を行った結果、翌23日にはPCRで3検体中1検体で陽性が確認され、こちらも発生であるということで殺処分等の対応を実施したところであります。

当該事例の写真を次のページに示しております。これは3検体採材したうちの2検体

では陰性だったということからもわかりますように、非常に症状としては比較的軽微なのかな、この鼻腔内結節というのが18ページの下の写真でわかりにくいのですが、写っておるのですけれども、これが口蹄疫によるものかどうかははっきりとはしませんが、ほかの事例、これまで見てきたような事例と違いまして、びらんであるとかということはいずれも顕著でないという状況でございます。

20ページには当該事例の牛舎敷地内の見取り図を書いてございます。

続いて6例目でございます。

こちらは基本的な経営は牛ではなくて水牛を飼養しておりまして、水牛42頭を用いて
という経営で
ございます。それとは別に豚2頭を飼育しております。

経緯なんです、家畜保健衛生所に通報があったのは、もともとは3月31日に立入検査をしたのですけれども、このときには食欲の廃絶、泌乳停止で下痢を主調ということで、下痢を主調とする伝染性疾患の徴候ということで採材をしまして、BVD-MDをはじめとする下痢を認められるはずの疾病についての病性鑑定を進めてきたところでありまして。そのあと、途中でほとんどの牛が回復したとか、あるいは敷きわらにダニ防止剤が入っていて、どうもそれが原因ではないかとかいろいろなことが飼養者、あるいは獣医師から聞き取りがあったりしたのですけれども、それから1例目の確認がありまして、1例目の農場から3.5km圏内に入りましたので、家保が立入検査をしたのですけれども、そのときにはもう既に食欲とか、下痢とか、そういった症状は一切認められなくなっていたわけなんですけれども、よくよく聞くと、実は3月31日の時点でちょっとよだれが出ていたのだとか、あるいは乳頭にびらんがあつてとか、痂皮があつてとか、そういった稟告がありまして、これは口蹄疫の可能性もあるかということで、22日に改めて立入調査を実施しまして、5頭から血液を採取ということで、採材をしたのですけれども、症状がなくて、基本的にはウイルスの分離は難しかろうということで、3月31日の下痢症を疑って採材をしたときの鼻腔スワブの材料を合わせて22日に採材した血液とともに病性鑑定材料として供したものであります。

立入調査をした22日のうちに動物衛生研究所に搬入をしまして、翌23日に保存されていたスワブ、31日に採材したスワブの方でPCR陽性、血液の方は採材したすべて5頭分ごとで陽性という結果が得られました。

PCRで陽性ということで、口蹄疫発生事例ということにしまして殺処分、同居する

豚も含めた殺処分ということにしましたものであります。

こちらの農場の豚なんですけれども、特に口蹄疫を疑う症状は一切認められなかったということで、同居する偶蹄類という扱いで殺処分にはしたのですけれども、合わせて検査材料、血液とスワブを採材しまして、今後、口蹄疫の感染の有無について検査を行うこととしております。現在、引き続いて発生事例が続いておりますので、当該豚の血液については現時点のところでは検査を行ってはおられません。

続いてこれは7例目、23 ページになりますが、これも同じ川南町ということで、5例目から非常に近いところです。申しそびれましたが、先ほどの水牛の6例目は1例目の近傍ということになります。ですので、この時点で1例目、6例目という塊と、2、3、4、5という塊があったのですけれども、それに加えて7例目が2、3、4、5の塊に加わったということでございます。

こちらの症例なんですけれども、24 日に疫学関連ということで家保が立入調査を実施しまして、2例目の事例と飼料運搬車が一緒だったということで、家畜保健衛生所から当該農場に電話をしたところ、ちょうど管理獣医師からの通報を受けるところであったということで届出があったところであります。

口蹄疫を疑う症状があるということで立入調査を実施しまして、そうすると、肥育牛725頭という比較的大規模な肥育経営だったのですけれども、3棟について流涎、あるいは鼻腔のびらん、潰瘍ということで5頭を採材したところであります。

翌25日に病性鑑定検査の結果、5頭中4頭陽性ということで疑似患畜に決定しましたが、同じくこの5頭から採材しました抗体については全頭について陽性だったということになっております。

この7例目で認められた症状が24 ページ、あるいは25 ページに写真で掲載しております。

非常に多くの牛が流涎を示していたということだったのですけれども、口蓋のびらん、あるいは粘張性の鼻瘤、鼻鏡のびらんということで、著明な臨床症状が認められている

ところであります。

26 ページに当該経営の見取り図を載せております。大きく分けて牛舎、肥育舎ですけれども、これは3棟あるのですけれども、いずれでも発症牛が認められて、いずれで採材された個体についても陽性が確認されたということになっております。

ここから8例目、9例目、10例目と3例については、本日朝、この会議の直前ですけれども、感染確認ということで公表されたところであります。

合計 1,019 頭という大きい肥育経営であります。27 日に家畜保健衛生所に届出がありまして、立入検査をした結果、流涎の牛が散見されるということで採材をしまして、本日早朝、5 検体中 5 件で P C R 陽性ということで発生農場ということで確定をしたところであります。

こちらも肥育農場で 270 頭余りという経営です。

場所は若干離れまして、宮崎県えびの市ということで、移動制限、あるいは搬出制限区域の外にあたります。

症状なんですけど、これも 7 例目の疫学関連で家畜保健衛生所が連絡を取ったりする中で認められてきたのですけれども、27 日には 10 から 20 頭に流涎が認められるということで、家保に通報があったということであります。

この通報を受けて同日、立入検査を実施し、約 30 頭に流涎を確認、ただ、びらんということでは余り顕著でなかったということですけれども、多くの牛で流涎がありましたので採材をしてきたところ、本日早朝、検査結果が得られまして、9 頭検査をかけまし

て、プール材料が4検体ありましたので、何頭陽性というのは厳密には言いにくいのですけれども、1検体陰性だった以外はプールの4検体についてすべて陽性の結果が得られたということになっております。

当該農場での発症状況については写真を31ページに掲載しております。主な症状としては流涎ということになっております。

当該農場の見取り図を32ページに掲載しております。採材の方は割と1カ所に集中したところから行っているということになっております。

33ページ、こちらも本日朝、公表した事例なんですけれども、牛ではなくて豚での発生事例です。

発生の場所なんですけれども、宮崎県が保有しております畜産試験場の川南支場というところですよ。

1例目、あるいは2例目から6例目の発生事例から海側にずれた位置で、10kmの移動制限の範囲内の場所であります。

飼養状況ですが、豚486頭のほか鶏を飼養している。

経過なんですけど、こちらの獣医師の報告なんですけれども、26日に1頭の跛行が確認されたということで、この獣医さん、通常は鶏の方の部署なので、鶏の管理をしているんですけれども、何か豚に異常があると呼ばれて臨床観察をしたりする。通常は養豚家といっているんですけれども、養豚の飼養者が毎日健康確認をしておりますので、それまでは特に健康、臨床上の異常は認められなかったと聞いております。

1頭跛行しているということで呼ばれて、ただ、元気良好で乗駕したりしてましたので、喧嘩のせいでけがをしたのかなというぐらいであつた。

27日の朝になりまして再び呼ばれて診たところ、1頭の豚に発熱、あるいは水泡が認められたということで、当該獣医師がまた診療を依頼されたということです。

27日の午前中には、鶏を診ている獣医師が再び診療しまして、蹄部をよく洗ってみるとびらんが認められる。鼻には小さな水泡があるということで、これは口蹄疫ではないかということで、県庁畜産課へ連絡しまして、県庁畜産課の方から急ぎ状況を把握する必要があるから写真をということで指示をしまして、再度畜舎に戻りまして異常が認め

られた豚2頭について麻酔をかけて写真を撮ったということでもあります。

その後、病性鑑定のために採材をする必要があるということだったのですけれども、家畜保健衛生所が他農場の防疫措置で人員の配置が厳しかったものですから、家保から病性鑑定用の材料を送りまして、当該獣医師が採材を行いました。この際に当該獣医師が午前中に時間をあけて、まだ2時というところだったのですけれども、既に多くの豚が跛行を示していて、蹄が脱落している個体も確認されたということで、非常に急激に農場内で症状が広がっているということがいえます。

次の35ページに症状の写真があるのですけれども、鼻部には明瞭な水泡がありまして、蹄部には口蹄疫の豚での特徴的な病変である蹄部のびらん、あるいは蹄の脱落に近い状態が認められるということで、これは口蹄疫に間違いないだろうということで、同日夜間より殺処分の措置を開始したところでもあります。

それと並行しまして、材料は27日の夜に動物衛生研究所に搬入しまして検査を進めてきた結果、8例目、9例目と同じ、けさ6時に採材した5検体中5検体でPCR陽性ということで感染が病性鑑定でも確認をされたということでもあります。

[REDACTED]

○武久専門官 それでは、続きまして資料１－２に基づきまして防疫対応の流れ及びスケジュール等について御説明させていただきたいと思います。

それでは、38 ページの資料 1－2 に基づきまして御説明させていただきます。

-10-

きましては、まずPCR等で陽性が確認された場合、直ちに殺処分を行うという形になっております。殺処分完了後、死体及び排泄物ですとか飼料等々の汚染物品、こちらの処理、実際の処理は焼却、埋却、化成処理等を行いますけれども、今回の場合は埋却を今までのところ選択されているところと存じております。

そのような処理がすべて終了した段階で、その農場内すべてにおきまして、1週間間隔で3回以上消毒を行っていく。このような形で発生農場につきましては対応を行っていくという形になってございます。

また、同時に、疑似患畜が確認されてから72時間以内、殺処分終了までの間に関しましては、通行の制限ということで一切その農場の周辺におきましては人が入らないような対応というものを取らせていただいております。

続きまして下の周辺農場の防疫対応でございます。

こちらの方、疑似患畜が確認後、直ちに移動制限、原則として半径10kmの移動制限区域及び半径10kmから20kmの間の搬出制限区域を設定して移動をコントロールしております。

こちらの方でございすけれども、移動制限におきましては、殺処分終了を起算点といたしまして、ここから21日間がたった段階で解除するということを基本としております。

また、搬出制限区域に関しましては、搬出制限区域設定後21日間、これを経過した段階でこの区域を解除していく。このような形で移動のコントロールを行っております。

また、その間に清浄性確認検査ということで、前回の小委でも少し御説明させていただきましたけれども、行っていくこととしております。

具体的には、発生後、確認後7日間は制限区域内全農場の聞き取り調査をずっと進めていくということでございます。7日程度たった後で、半径1km以内の全農場及び疫学関連農場については立入を行うこととしております。

このほか移動制限区域の境界線、または搬出制限区域の境界線におきましては、消毒ポイントを設置したり、またこの区域内の共済会等の集合施設の開催等の制限を行っているところでございます。

続きまして39ページに移りたいと思います。

こちらの方が各事例における防疫対応のスケジュールでございます。

今回、第1例目から第10例目まで確認されてございますけれども、20日から28日ま

で疑似患畜が確認されてございまして、そのすべての例において同日中に移動制限区域及び搬出制限区域を設定してございます。

その後、直ちに殺処分等を実施してございまして、現在、本日、認められました8、9、10 例目を除く7 例の防疫対応状況につきましては、7 例でのみ殺処分が終了しておりませんが、ほかの6 例につきましては殺処分がすべて終了している段階でございます。

また、7 例目及び5 例目におきましては、汚染物品の埋却が終了していない状況でございますけれども、残りの5 例に関しましては、消毒まですべて終了しているというような状況になってございます。

また、第1 例目、第2 例目におきましては23 日に、第3 例目、第4 例目におきましては26 日にウイルス分離等が行われまして、患畜として決定されております。

続きまして右の方に搬出制限解除予定、移動制限解除予定というふうにございますけれども、こちらはあくまで最短の考え方でございます。こちらの解除の考え方でございますけれども、第1 例目と第6 例目を1 グループ、第2 例目、第3 例目、第4 例目、5、7 例目につきましては1 グループとして考えております。こちらのグループ分けに関しましては、その移動制限区域内に入る農家数が変わるかどうか、それぞれのグループで1・6 では同じ農家数が入ってくることになっております。

その第1 例目、第6 例目の周辺農場の中には約 1,300 戸の農場がございまして、それに加えて第2 例目のグループの移動制限区域内の中には約 70 戸の農場がございまして。

搬出制限区域、移動制限区域の解除にあたりましては、それぞれのグループの中で一番最後に対応を行った、もしくは確認をされた時点から21 日後というものを起算して考えてございます。

その考え方に基つきまして、第1 例目、第6 例目につきましては、5 月 15 日に搬出制限区域の解除、5 月 17 日に移動制限区域の解除というようなスケジュールになってございます。

また、第2、3、4、5、7 のグループに関しましては、5 月 17 日に搬出制限区域の解除、5 月 20 日に移動制限区域の解除というふうなスケジュールとなっております。

続きまして 41 ページ以降でございまして、第8、第9、第10 例目につきましても、現在、移動制限区域を設定しているところでございまして、直ちに殺処分等を実施していくこととなっております。

先ほどの考え方に基づきますと、5月20日に搬出制限区域が解除予定となっております。それぞれ例において殺処分が終了すれば、それから21日後に移動制限区域が解除されることとなります。

続きまして42ページですけれども、第10例目の農場におきましては豚の農場であったものですから、防疫指針にも定められているとおり、殺処分は豚を優先して実施することとされておりますので、現在、既にこの殺処分の作業をとりかかっているところと聞いており、鋭意進めていくというふうに聞いてございます。

1-2につきましては以上でございます。

○川田補佐 それでは、資料1-3につきまして私の方から御説明させていただきます。43ページからとなっております。[REDACTED]でございます、よろしくお願いします。

まず資料1-3の43ページでございますが、口蹄疫の発生状況についてということで、4月27日現在、発生状況を地図上にプロットしたものでございます。

初発の1例目から7例目につきましては、ごらんいただきますような赤い円、それから、赤い破線ということで集中してプロットしてございます。

8例目、10例目につきましては、1例目から7例目と同じ円の中に存在してございます。

それから、御案内のように、9例目につきましては、1例目から10例目とは離れた鹿児島県、熊本県の県境のところに発生地点がございます。

続きまして1枚めくっていただきまして44ページでございます。

44ページにつきましては、1例目からの発生地域につきまして地図上におのおの発生地点間の距離をプロットしたものでございます。左側にございますのが1番というのが初発の1例目の発生農場、それから、その1例目の発生農場と2例目の発生農場の距離でございますが、右側の欄に移っていただきまして約3.4kmという距離になってございます。それから、おのおの3例目と4例目については360m程度、4例目と2例目については180m程度というような形で近接した地点での発生が確認されているということでございます。

続きまして45ページでございます。今現在、発生農場間の疫学関連情報ということで、今、宮崎県の方が中心になって情報を収集しているところでございます。

疫学関連の情報につきましては、まず治療にあたりました獣医師、それから、農場に立ち入ることが想定されている削蹄師であるとか、それから、人工受精師であるとか、

そういった方々を含めた人の動き、それから、当然ながら生体の出荷・移動等に伴う生体の動き、それから、飼料運搬車であるとか、堆肥運搬車であるとか、そういった二次感染を広げる可能性のある車両の動き、そういった項目につきまして関連情報を収集しているところでございます。

その 45 ページについてでございますが、ごらんのとおり、まず上から 4 月 19 日の①番、緑の丸の 1 番、これが初発の第 1 例目の農場ということになってございます。ここにつきましては、同じ[]というところから輸入した中国産の稲わらを使用しているということが判明してございます。

同じ[]というところが 6 番の水牛の事例、それから、右側に飛んでいただきまして第 3 例目の発生、ここに関与をしているということが確認されているというような見方をさせていただくことになると思います。

それから、6 番目の水牛の農場につきましては、右下、2 例目の発生農場、ここは家族の農場が近接しているという情報が確認をされております。

それから、2 例目の発生例と 4 例目の発生例については V の字で獣医師というところに結んでおりますが、2 例目と 4 例目とでは同一の獣医師が診療を担当しているということも確認をされております。

こういった現在、もろもろの疫学関連の情報を含めて収集しているところでございます。

1 枚ページをめくっていただきまして 46 ページと 47 ページ、これらは今、収集している疫学関連の情報を簡単に説明した資料になってございます。

左側に 1 例目から 7 例目まで、現在、7 例目までの情報しか入ってございませんが、7 例目までの情報、それから、子牛等の出荷については、1 例目については 3 月 9 日に子牛 5 頭をセリに出荷している、そのうち茨城県に 1 頭、長野県に 1 頭、[]の西都に 2 頭、残った 1 頭は持ち帰っている。いずれもこの牛の運搬を担当しているのが[]さんという削蹄師さんが運搬をしているという情報が確認されております。

それから、獣医師につきましては、[]獣医師が 4 月 7 日から 12 日、16 日から 19 日に診療を行っている。

[]獣医師というところの右側に括弧で (67/80) と赤字で数字が書いてございますが、これは[]獣医師が[]さんのところに入った後に診療に立ち寄った農家数が 80 ということが今現在、確認されている数字でございます。そのうち 67 カ所について電話等

の聞き取り調査を行って異常のないことを確認をしていますというのがこの赤字の分数の数字の意味でございます。

同じように、 削蹄師さんにつきましても、4月7日に当該農場で削蹄をしているのですが、その後、12カ所の農場に立ち入っています。そのうちの9カ所について異常ないことが確認されている。

それから、飼料関係でございますが、中国産の稲わらを使っているということが確認されております。これにつきましては、現地中国の処理工場であるとか、ロット番号であるとかいうものの確認が一部取れてございます。

この稲わらを同一ロットで輸入して使用しているのが25農場ございました。そのうちの25農場について異常がないことが確認をされております。

この稲わらの取扱い業者が先ほどの45ページの図にも出てきておりますが、 というところが取扱いをしている。そのほかに豪州産、米国産の乾燥、それから、配合飼料。

それから、下段の方に飛んでいただきますと、6例目に水牛での発生事例がございしますが、6例目の農家と同じ豪州産のオーツヘイを使用していたということ等が確認されております。

それから、ふん尿等の処理方法につきましては、1例目の農家については自家農場内で堆肥化をしていたということが確認をされております。

同じような状況が2例目、3例目、4例目、5例目、6例目、7例目ということで、疫学関連の情報を現在、収集中でございますので、この中の数字につきましては日々ふえていく、現在もふえていっているということでございます。新たにここに8例目、9例目、10例目ということが表として加わっていくということでございます。

大変失礼しました。48ページと49ページなんです、当方の不手際で同じファイル上にあった別の古いファイルが印刷されてしまっておりますので、この48ページと49ページについては申しわけありませんが、無視をしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして50ページから1例目疫学フロー、2例目疫学フローという形でフロー図を並べてございます。これも現在7例目まで作成してございます。

1例目のフローにつきましては、中心に 、発生農場がございまして、それに対して削蹄師さん、獣医師さん、それから、友人である肉牛の飼養農家さん、それが左側に並んでおります。それぞれが先ほど御説明しましたとおり、12農場、80農場、それ

ぞれが関与がございます。

それから、右側に飼料、餌関係、それから、下の方に堆肥関係、こういったものがどのように処理されているかというのを簡単に事例ごとにフロー図を並べたものが50ページからの図になってございます。

これにつきましても疫学関連情報、今までは7例目までしかございませんが、これに8、9、10とさらに情報がつけ加わっていくということで今現在、調査を行っているところでございます。

以上、簡単でございますが、疫学関連の情報につきまして御報告させていただきます。
○伏見国内防疫調整官 それでは、57ページ、近年の各国での口蹄疫発生事例における防疫対応ということでございまして、イギリスと台湾と韓国に分けてまとめております。

我が国でも指針の方に殺処分等移動制限によって防疫対応していくということでありますけれども、基本的には殺処分ということであります。イギリスでは2例とも殺処分で処理をしている。

それと台湾を見ていただきますとワクチン接種ということで、この2例ともワクチン接種をしている。ただし、一番右側の備考を見ていただきますと、台湾の1997年からの発生によりますと、接種清浄国ステータスに復帰するのに6年も費やしているというような状況でございます。

また、韓国につきましては3例ございますけれども、1例目については緊急ワクチン接種を実施しているということで、あとの2例については特にワクチン接種を実施せず、今現在も発生しております最後の3つの例についても殺処分に対応しているという状況でございます。

非常に簡単ではございますように、このように最近の事例をまとめさせていただいたものでございます。

以上です。

○田原委員長 今、議題(1)についてそれぞれ御説明いただきましたけれども、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

○明石委員 [REDACTED]

○川田補佐 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○山本補佐

○川田補佐

○田原委員長

○川田補佐

○田原委員長

○川田補佐

○寺門委員

○川島動物衛生課長

○寺門委員

○川島動物衛生課長

○寺門委員

○田原委員長

○津田委員

○田原委員長

○寺門委員

○田原委員長

○寺門委員

○川島動物衛生課長

[REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○川田補佐 [REDACTED]

○佐藤委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[Redacted text block]

○寺門委員 [Redacted text block]

○川島動物衛生課長 [Redacted text block]

○寺門委員 [Redacted text block]

○津田委員 [Redacted text block]

○寺門委員 [Redacted text block]

○津田委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

[REDACTED]

○姫田総務課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○平尾消費・安全局長 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
○津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○平尾消費・安全局長 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○佐藤委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○佐藤委員 [REDACTED]

[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

○佐藤委員

○川島動物衛生課長

○姫田総務課長

○田原委員長

○姫田総務課長

○田原委員長

○寺門委員

○川島動物衛生課長

○田原委員長

○明石委員

○山本補佐

○明石委員

○山本補佐

○川島動物衛生課長

○姫田総務課長

○伏見国内防疫調整官

○寺門委員

○川島動物衛生課長

○姫田総務課長

○津田委員

○姫田総務課長

○田原委員長 それではほかにはないですか。

(2) 今後の対応について

○田原委員長 なければ次の議題、今後の対応についてというのが本日のメインでしょうけれども、御説明をお願いします。

○山本補佐 資料2の方で、今後の対応について御提案をさせていただきます。

まず今回の発生について現状をとりまとめますと、資料2、ただ文字だけが書いてあるページなんですけれども、まず今回の口蹄疫の発生に伴い、感染農場の摘発と感染動物の殺処分による清浄化を進めているところであります。

現在までにほとんどは移動制限区域内での発生で、しかも固まっているという状況であったのですけれども、今日までに移動制限区域外での発生が1例、 ということですが、これとあと我が国で初となる豚での発生、これは移動制限区域内であります。これらが確認されたものの、発生農場のほとんどはそれぞれおおむね半径1 km程度の範囲に集中して認められているところであります。

一方、先に述べた発生例については、移動制限区域外での発生事例については、疫学関連農場として確認を進めた結果、感染防止の取組みの中で発見されたものであるということ。

また、豚での発生は、現時点でこれまでの発生例との疫学的関連は不明ではありますが、幸い感染拡大につながる豚の出荷が認められておりませんで、また、発見直後から直ちに自衛殺が行われていることから、この農場からの蔓延防止措置が十分取られているということで、直ちに現在の対策の有効性を否定するものとは考えにくいと考えております。

このため、現時点で取るべき対策としては、今回、発生が確認された大規模系列農場、これは ですけれども、 については、九州地方のすべての関連農場を家畜伝染病予防法に基づく隔離下に置きつつ、出荷、移動ができないという状態にしまして、立入検査による清浄確認を進めていく。

豚の感染が確認された飼養農場、これは県の畜産試験場ですが、こちらについては徹底した疫学調査で、こうした農場でなぜ感染が起こったのかについての究明を早急に進

めるということで、現在の取組みを進めながら、今後の清浄化の推進に万全を期するということにしていきたいと思いますと考えております。

ですが、今後、疫学的関連が不明な遠隔地での続発、あるいは豚でさらなる感染が拡大するといった現在の想定を越えるような発生が認められた場合には、移動制限、あるいは搬出制限地域の拡大、これは防疫指針に50kmまで拡大することができるとされておりますので、こうした枠組を用いた対策の強化も念頭に置いて、新たな防疫対策の適用を検討することとするということを今後の防疫対応としてまいりたいと考えております。

以上です。

○田原委員長 今の議題（２）の件について御意見等がございましたらどうぞ。

○寺門委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○伏見国内防疫調整官 [REDACTED]
[REDACTED]

○佐藤委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○佐藤委員 [REDACTED]
[REDACTED]

○津田委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○山本補佐 [REDACTED]

○平尾消費・安全局長 [REDACTED]

○田原委員長 他にはございませんか。よろしいですか。

それでは、今後の防疫対応案についてはそういうことで整理をさせていただきたいと
思います。

(3) その他

○田原委員長 あと議題(3)その他について事務局の方から御説明をお願いします。

○嶋崎補佐 簡単に御説明させていただきます。

資料の後ろ2枚になります。

メンバーにつきましては一番最後のページになります。

先ほど動物衛生課長からも話がありましたように、あす現地で調査、1例目の発生農場しか行けないのですけれども、1例目の発生農場に行き、その後、現地で第1回のこのチームの検討会を開催するという運びになっております。

以上でございます。

○田原委員長　よろしいですか。

○山本補佐

○田原委員長

○山本補佐(

○平尾消費・安全局長

○山本補佐

○平尾消費・安全局長

○山本補佐

○田原委員長

-28-

○伏見国内防疫調整官 ありがとうございます。

[REDACTED]

○田原委員長 [REDACTED]

○寺門委員 [REDACTED]

○川島動物衛生課長 [REDACTED]

[REDACTED]

○山本補佐

どうもありがとうございました。

閉 会